

学校法人 悠久崇徳学園

長岡崇徳大学ガバナンス・コード

学校法人 悠久崇徳学園

令和5年9月22日制定

目次

はじめに	4
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	5
1-1 建学の精神	5
(1) 建学の精神・理念	5
(2) 建学の精神・理念に基づく人材像	6
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	6
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	6
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	6
(3) 私立大学の社会的責任等	7
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	7
2-1 理事会	7
(1) 理事会の役割	7
2-2 理事	8
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	8
(2) 学内理事の役割	9
(3) 外部理事の役割	9
(4) 理事への研修機会の提供と充実	9
2-3 監事	9
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	9
(2) 監事の選任	9
(3) 監事監査基準	10
(4) 監事業務を支援するための体制整備	10
2-4 評議員会	10
2-5 評議員	11
(1) 評議員の選任	11
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	11
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	11
3-1 学長	11
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	11
(2) 学長補佐体制（学部長の役割）	12
3-2 教授会	12

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	12
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	12
4-1 学生に対して	12
4-2 教職員等に対して	12
(1) 教職協働	12
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	13
4-3 社会に対して	13
(1) 認証評価及び自己点検・評価	13
(2) 社会貢献・地域連携	14
4-4 危機管理及び法令遵守	14
(1) 危機管理のための体制整備	14
(2) 法令遵守のための体制整備	14
第5章 透明性の確保（情報公開）	14
5-1 情報公開の充実	14
(1) 法令上の情報公表	14
(2) 自主的な情報公開	15
(3) 情報公開の工夫等	15

<p>本ガバナンス・コードは、「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に基づき作成しております。</p>
--

はじめに

学校法人悠久崇徳学園 長岡崇徳大学は、学校教育法、私立学校法などの法令を遵守し、適正かつ透明性の高い大学運営を行っております。今後も高い公共性を追求し、社会から信頼される高等教育機関としてあり続けるため、「長岡崇徳大学ガバナンス・コード」として、本学の実施状況を公表いたします。

学生の学びと社会の接続をより深めるべく、理事長、理事、監事、評議員及び全ての教職員が、本ガバナンス・コードを理解し、実施状況を確認し、大学運営について常に見直しをすすめて参ります。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人悠久崇徳学園 長岡崇徳大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

長岡崇徳大学は長岡を中心とした中越地域市民の医療と福祉を支えてきた「長岡の医療と福祉の里」の新しいメンバーとして設立されました。いわば地域密着型の大学であり、新潟県、長岡市及び周辺市町村の皆様の支援を受けて生まれました。本学の設立を語る時、長岡藩士・小林虎三郎による教育にまつわる米百俵精神を忘れることができません。ひもじい思いをしても、子弟に教育を受けさせる重要性は、豊かではない時代だけではなく、豊かになった今でも変わらぬ珠玉の魂ではないでしょうか。これは長岡だけの誇りではなく、おそらく勤勉な日本人の芯となっている精神であると信じて疑いません。

長岡崇徳大学の大学名にある「崇徳」には、本学創始者田宮崇の父であり浄願寺住職でもあった麟氏からの薫陶が受け継がれております。崇徳の二文字は、鎌倉時代に法然上人（1133年～1212年）の説いた言葉「崇徳興仁 務修礼讓」の一節に由来しますが、その意味は徳をあげめ仁を尊び、礼節を大切にすることを説いたものです。

この「徳」の概念は、洋の東西を問わず哲学、宗教の中心的課題の一つであり、倫理的、道徳的善に対する意志の恒常的志向性、ないしは善を実現する恒常的能力を意味することから人が求めるべき究極の理想規範ともいえます。徳の重要性については、古くはギリシャの哲学者プラトン（紀元前427年～紀元前347年）が正義、賢明、節制、剛毅の四つの徳をあげ、人間の求めるべき道と考えました。孔子（紀元前552年～紀元前479年）もまた儒教の中で仁、智、礼、信、忠、孝、義などの細目で徳を説いております。

一方、学問や大学の歴史に目を転じますと、哲学、神学が学問の源となることが多いようです。つまり、人間本来の向かうべき崇高な目標として徳が議論されてきたことが分かりま

す。精神の修養によってその身に得たすぐれた品性と定義する場合がありますが、自らの修練によるものであるか否かを問わず身についたものでなければならぬ絶対的存在としての徳が尊ばれています。その結果、徳 virtue の理念追求から、真理 veritas を探究する自然な流れで今日の自然科学や人文社会科学が発展してきました。

長岡崇徳大学は、崇徳の理念に基づき、生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応えうる人材を育成します。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

長岡崇徳大学は「崇徳」の精神に基づき、生命の尊重を基盤とした豊かな人間性を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応えうる人材を育成します。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

長岡崇徳大学は「生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観の涵養を図るとともに、専門的知識・技術を修得させ、科学的根拠に基づいた判断力と問題解決能力を養い、多職種と連携・協働して地域社会における保健・医療・福祉の向上に貢献できる看護専門職者を育成すること」を教育目的としています。

1. 幅広い教養に支えられた豊かな人間性と倫理観を涵養するとともに、人々のもつ多様な価値観を尊重し、共感的理解をもって行動できる能力を育成する。
2. 看護に必要な知識・技術を修得させ、看護を実践するための科学的な根拠に基づいた判断力と問題解決能力を育成する。
3. 保健・医療・福祉・介護領域において多職種と連携・協働し、看護職の調整的役割を果たす能力を育成する。
4. 看護学への関心を深め、探求し続けるための批判的思考力、創造力、および基礎的研究能力を育成する。
5. 多様な地域社会の特性に基づいた看護実践と地域的・国際的視野で保健・医療・福祉の向上に貢献できる能力を育成する。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な中期的計画の検討・策定をします。

- ②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、学園運営協議会等で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥中期的な計画に盛り込む内容
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財政基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画
 - ク グローバル化、ICT化策
 - ケ 計画実現のためのPDCA体制

(3) 私立大学の社会的責任等

- ①長岡崇徳大学は自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ②長岡崇徳大学は学生を最優先に考え、行政及び関係機関、教職員、学生の保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの良好な関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③長岡崇徳大学は、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応に取り組んでいきます。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

- ①意思決定の議決機関としての役割
 - ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭において業務を決し、理事の職務執行を監督します。
- ②理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。

②理事長を補佐する理事として、常任（勤）理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。

③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めています。

④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。

⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

- ⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けるものとします。

(2) 学内理事の役割

- ①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ②監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ①理事長は理事会において選出した候補者のうちから、監事の独立性を確保し、かつ、利益

相反を適切に防止することができる者を評議員会の同意を得て監事に選任します

- ②監事は2名置くこととしています。
- ③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ①監査機能の強化のため、悠久崇徳学園監事監査規程を作成しています。
- ②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③監事は、悠久崇徳学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ①監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ②監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③監事に対して、研修会への参加等により、十分な研修機会の提供に努めます。
- ④当法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ①予算及び事業計画
- ②事業に関する中期的な計画
- ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- ⑤予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- ⑥寄附行為の変更
- ⑦合併
- ⑧目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨寄附金品の募集に関する事項
- ⑩その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

- (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。
- (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ①評議員の人数は、理事人数の2倍以上の人数を持って組織します。
- ②評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者
 - イ この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のものうちから、理事会において選任した者
 - ウ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者
 - エ 前各号以外でこの法人の設立の趣旨に賛同する者のうちから、理事会において選任した者
- ③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ①学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行うよう努めます。
- ②学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ①学長は、学則第1条に掲げる「長岡崇徳大学は、教育基本法および学校教育法に基づき、生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と倫理観を涵養するとともに、専門的知識・技術を修得させ、科学的根拠に基づいた判断力と問題解決能力を養い、多職種と連携・協働して地域社会における保健・医療・福祉の向上に貢献できる看護専門職者を育成する」という目的を達成するため、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

- ②学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（学部長の役割）

学部長の役割については、学則において「学部長は、学部の教授を持って充て、学部に関する事項を掌理する。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会規程に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 3つの方針（ポリシー）

- ア 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
- イ 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）
- ウ 入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。

③ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

①ボード・ディベロップメント：BD

ア 常任（勤）理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

②ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

①認証評価

平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます（令和 7 年度実施予定）。

②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

- ①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
- ③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。
- ⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。
 - ア 災害時の学内体制・連絡網の整備、危機管理マニュアルの作成、避難訓練等の実施
 - イ 不祥事（ハラスメント等）への学内対応体制の整備、関連規程の整備
- ②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
 - ア 学生のための危機管理マニュアルの作成、研修等の実施
 - イ 減災・防災のための施設の点検、設備・備品等の整備
 - ウ ハラスメント防止マニュアルの作成、研修等の実施
 - エ 情報セキュリティの現状把握と必要な整備、教職員・学生等への研修等の実施
 - オ その他のリスク防止対策の検討
- ③事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

- ①教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
 - イ 学位授与方針（ディプロマポリシー）
 - ウ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）
 - エ 入学者の受入れに関する方針（アドミッションポリシー）
 - オ 教育研究上の基本組織に関すること
 - カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - キ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ク 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ケ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - サ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ② 学校法人に関する情報公表
- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
 - イ 寄附行為
 - ウ 監事の監査報告書
 - エ 役員等名簿（個人の住所を除く）
 - オ 役員報酬に関する基準
 - カ 事業報告書

（２）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない下記のような情報についても積極的に公表していきます。

①教育・研究に資する情報公開

- ア 大学間連携に関する情報
- イ 地域連携並びに産学官連携に関する情報
- ウ 学則及び学内諸規程
- エ 認証評価等の外部評価の結果

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期計画及び事業計画
- イ 関連する法人の情報

（３）情報公開の工夫等

- ①学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、法人事務局に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした当法人の情報公開規程に

に基づき、公開します。

③公開方法は、Web 公開をメインに、大学ポートレート、入学案内、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。